

令和3年9月6日

職員の懲戒処分について

世田谷区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

職員の不適切な保育（虐待行為）

1 被処分職員・処分内容

子ども・若者部

職種名：福祉（職務名：福祉） 主事 47歳 男性

減給5分の1 5か月

2 事故の概要

上記職員は、令和元年度から令和2年9月頃までの間、当時保育士として勤務していた保育園の複数の園児に対して、子どもの心身に有害な影響を及ぼす不適切な保育（虐待行為）を行っていた。

3 処分年月日

令和3年9月3日